○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字菅澤字櫛五九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字櫛五九六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字六郎谷甲五二九の一、五三二の一、五三二の二、五三三の二、五三四、字矢之谷五三六、五三七、甲五四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十年十月二十五日農林省告示第千二百九十三号、昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十三号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百四十八号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十三号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十四号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第千七百十一号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百二十三号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十三号、平成十一年十二月六日農林水産省告示第千五百六十三号、平成十二年一月十二日農林水産省告示第三十号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十三年八月二十四日農林省告示第千三百二十九号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十九年五月十一日農林水産省告示第千三十二号、昭和五十九年七月二十一日農林水産省告示第千四百五十九号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百四十二号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、平成二年六月十三日農林水産省告示第七百七十二号、平成三年四月八日農林水産省告示第四百二十一号、平成三年六月十二日農林水産省告示第八百二十八号、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百三十三号、平成八年六月十一日農林水産省告示第千百号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十八号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年七月十七日農林水産省告示第千百八十号、平成十年五月十九日農林水産省告示第八百八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年二月八日農林省告示第百三十四号、昭和四十二年三月二十五日農林省告示第四百五十七号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十四年十月二十一日農林省告示第千五百六十八号、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百六十一号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千二百九十九号、昭和五十九年五月十一日農林水産省告示第三十二号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百四十二号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千百九十号、平成元年四月四日農林水産省告示第四百九十五号、平成二年六月十三日農林水産省告示第七百七十二号、平成二年七月二十一日農林水産省告示第九百五十二号、平成三年四月八日農林水産省告示第四百二十一号、平成三年六月十二日農林水産省告示第八百二十八号、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百三十三号、平成八年六月十一日農林水産省告示第千百号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十八号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年七月十七日農林水産省告示第千百八十号、平成十年五月十九日農林水産省告示第八百八号